

令和3年11月15日
沖縄振興開発金融公庫

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の改正について

標題について、別紙のとおり改正しましたので、次世代育成支援対策推進法第12条第3項の規定に基づき公表します。

(お問い合わせ先)
沖縄振興開発金融公庫
総務部総務課
電話：03-3581-3241

平成 31 年 3 月 27 日
改正 令和 3 年 11 月 15 日
沖縄振興開発金融公庫

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

仕事と子育ての両立を図るための働きやすい環境整備に努め、すべての職員がその能力を十分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

2019 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までの 3 年間

2 内容

◆ 目標 1

仕事と子育て等の両立を支援するための休暇制度等について、認知度のさらなる向上を図り、制度を利用しやすい職場環境を整備する。

<対策>

2019 年 4 月～

- ・ 休暇制度等の一覧を社内掲示板に掲示（定期的な情報提供）
- ・ 育児休業等の制度について、職員向け説明会の開催

◆ 目標 2

ワークライフバランスの実現に向けた、職員への意識啓発活動を実施する。

<対策>

2019 年 4 月～

- ・ ワークライフバランスセミナー等を開催

◆ 目標 3

不妊治療を受ける職員に配慮した職場環境を整備する。

<対策>

2021 年 11 月～

- ・ 不妊治療のための休暇の新設等

以上